

外貨普通預金規定 新旧対照表

現 行	改 訂 後
<p>3. (預金の受入れ)</p> <p>(1) <u>この預金口座に受入れできるものは現金、為替による振込金等、当行所定のものとしします。</u></p>	<p>3. (預金の受入れ)</p> <p>(1) <u>この預金口座に受入れできるものは円貨現金、為替による振込金等、当行所定のものとし、外貨現金による預入れはできません。</u></p>
<p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) <u>この預金について外貨現金による払戻請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の外国為替相場により換算した当該外貨相当額を本邦通貨により支払うことがあります。</u></p>	<p>6. (預金の払戻し)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) <u>この預金は、外貨現金による払戻はできません。</u></p>

外貨定期預金規定 新旧対照表

現 行	改 訂 後
<p>12. (外国通貨による払戻し)</p> <p><u>この預金について外貨現金による払戻請求があった場合でも、当行は、外貨預金、または当行所定の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当額の本邦通貨のいずれをもっても支払うことができるものとしします。</u></p>	<p>12. (外国通貨による払戻し)</p> <p><u>この預金は、外貨現金による払戻はできません。</u></p>